

17 還 付 金

還付金の支払決定状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支払命令官分	支払委託官分	合 計
平成 9 年 度	<small>千円</small> 64,051,464	<small>千円</small> 1,256,031	<small>千円</small> 65,307,495
10	70,183,950	1,327,010	71,510,960
11	64,631,427	1,383,865	66,015,292
12	64,725,457	1,359,822	66,085,279
13	64,130,020	1,435,635	65,565,655
源泉所得税	27,878,715	1,303,605	29,182,320
申告所得税	3,098,621	80,689	3,179,310
法人税	11,228,408	16,261	11,244,669
消費税	8,878	9	8,887
消費税及び地方消費税	21,038,314	21,454	21,059,768
その他の他	877,084	13,617	890,701
還 付 金 合 計	64,130,020	1,435,635	65,565,655

資 料： 管理課調

調査期間： その年の4月1日から翌年3月31日

用語の説明： 支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいい、支払委託官分とは、それが郵便局扱いのものをいう。

(注) 委託納付及び還付加算金を含む。